

製品区分： 01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200800471 2008-1898 2008/07/24 (事故発生地) 東京都	延長コード	当該製品から火花が出たため、使用者が驚いて踏みつけた際、火傷を負った。	調査の結果、 ○コードの芯線近傍には繰り返し屈曲による断線の特徴である芯線の曲がり確認されたこと、 ○当該箇所以外にも芯線の一部断線によるコードの膨らみも確認されたこと、 ○再現断線試験の結果も当該製品の芯線断面と類似していることから、 ●床面中央に施設された当該製品のコード部に踏み付けや折り曲げ等の屈曲の繰り返し外力によって、芯線に半断線が生じて、ショートし火花が発生したものと推定。	(受付:2008/08/06)
A200800547 2008-2291 2008/01/24 (事故発生地) 神奈川県	洗面台	異音が生じて、当該製品へ電気を供給する電源コードのコンセント周辺が焼損する火災が発生した。	調査の結果、 ○当該製品のコンセントは、通常の使用で水等が浸入しやすい取り付け位置にはなかったこと、 ○コンセント内部配線の端子部が焼損し端子間が炭化しており、当該部でトラッキングが発生し発火したものと考えられることから ●コンセント内部に導電性の液体が浸入したか、多量の水分が繰り返し浸入したかによってトラッキング現象が生じて発火したものと推定。 なお、事故現場の賃貸住宅は空室で、清掃中に起こった事故であるが、どの時点で導電性の液体が浸入したかは不明。	(受付:2008/08/28)
A200800597 2008-2633 2008/09/03 (事故発生地) 東京都	ワイヤレステレビチューナ	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	調査の結果、 ○当該製品に熔融痕等の発火の痕跡が認められないことから、 ●当該製品からの発火ではないものと推定。	(受付:2008/09/12)
A200800643 2008-2587 2008/08/18 (事故発生地) 群馬県	電気衣類乾燥機	物置を半焼する火災が発生し、1名が負傷した。事故現場に当該製品があった。	調査の結果、 ●当該製品に熔融痕等の発火の痕跡が認められないことから、当該製品からの発火ではないものと推定。	(受付:2008/09/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200800662 2008-3000 2008/09/19 (事故発生地) 大阪府	照明器具（投光器）	当該製品のコンセントから煙が出ていたため、プラグを引き抜こうとしたところ発火した。	調査の結果、 ○当該製品の電源プラグが差し込まれていたコンセント内部は異常がなかったこと、 ○コンセントに差し込んで2時間後にはコンセントから抜けていたこと、 から、 ●コンセントに差し込む際に電源プラグの抜けを防止するロック操作（回転操作）が不十分であった、または電源プラグの差し込みが不十分であり、接触不良を起こし、プラグ羽が過熱して発火に至ったものと推定。	(受付:2008/10/02)
A200800731 2008-3256 2008/10/14 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機	エステティックサロンで使用していた当該製品から出火した。洗濯物に付着したオイルの酸化熱による自然発火の可能性がある。	調査の結果、 ○当該製品のドラムの内側及びフィルターに焼損部分が認められたが、内部に焼損、断線等発火の痕跡は認められなかったこと、 ○残存している洗濯物の繊維から油分が検出されたことから、 ●油分が付着したタオルを乾燥させたことにより、油分が酸化熱により自然発火したものと推定。	(受付:2008/10/23)
A200800756 2008-3174 2008/10/17 (事故発生地) 福岡県	ドライヤー	ブレーカーが落ちたので見に行くと、洗面化粧台に置いていた当該製品付近より火が出ていた。	調査の結果、 ○当該製品の電源プラグやコードに異常は認められなかったこと、 ○当該製品のスイッチ周辺を中心に焼損しているが、スイッチの可動接点に異常は認められなかったこと、 ○スイッチは「切」の状態であったこと、 ○電源プラグは常時コンセントに差したままであったことから、 ●製品内部に侵入した埃と水分により、トラッキングが発生し、発火したものと推定。	(受付:2008/10/29)
A200800845 2008-3629 2008/11/09 (事故発生地) 沖縄県	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	当該製品から異臭がしたためブレーカーを切り、内部を確認すると、充電部に小動物が侵入し焼損していた。	調査の結果、 ○当該製品の外観に焼損は認められないこと、 ○当該製品の基板部の一部が焼損し、その近傍にヤモリの死骸があったことから ●基板内部にヤモリが侵入し内部で短絡が生じたため、基板部の一部を焼損したものと推定。	(受付:2008/11/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200800952 2008-3963 2008/12/04 (事故発生地) 東京都	浴槽用温水循環器（ 24時間風呂）	当該製品の漏電保護プラグ付電源コードが差し込まれているコンセント近辺より炎が上がった。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品の本体は焼損しておらず、電源コードのみ焼損していること、 ○当該製品の設置時に電源コードの漏電保護プラグが壁穴を通らないため、使用者がコードを切断しコンセント側で再接続したもののコードを手よりで接続したこと、 から ●使用者の不適切な設置・措置によって接続部位が発熱、発火したものと推定。 (E3)	(受付:2008/12/11)
A200800982 2008-4072 2008/11/28 (事故発生地) 山口県	ステレオ	当該製品周辺が焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品に熔融痕等の発火の痕跡が認められないことから、 ●当該製品からの発火ではないものと推定。 (F2)	(受付:2008/12/19)
A200900015 2009-0095 2009/03/17 (事故発生地) 愛知県	食器洗い乾燥機	運転していない当該機器の上カゴにかけていた布巾及びフタ上部等が焼損した。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品に熔融痕等の発火の痕跡が認められず、洗浄及び乾燥が正常に行える状態であったこと から ●当該製品からの発火ではないものと推定。 *当該製品のフタの上の布巾等が燃え、当該製品のフタが焼損したものと考えられるが、布巾が燃えた理由は不明。 (F2)	(受付:2009/04/03)
A200900117 2009-0498 2009/05/05 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	当該製品付近から発煙・発火する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品に熔融痕等の発火の痕跡が認められないことから、 ●当該製品からの発火ではないものと推定。 (F2)	(受付:2009/05/13)

製品区分： 02.台所・食卓用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200801081 2008-4477 2008/12/28 (事故発生地) 山形県	水筒	椅子の上に置いてあった当該製品が落下した際にキャップが外れたためお湯がこぼれ、1名が火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品について、JIS（JIS S 2053ステンレス鋼製魔法びん）で試験した結果問題はなかったこと、 ○事業者は全数検査を行っていること、 から、 ●当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/01/15)
A200900271 2009-0510 2009/05/09 (事故発生地) 石川県	鍋	当該製品で調理した後に、料理を皿に移そうとしたところ、製品の取っ手がとれて鍋が落ち、中に入っていた油が飛散して左足にかかり重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品は取っ手両側にある開閉ボタンを押すことにより、当該取っ手を着脱させる構造となっていたこと、 ○当該製品には強い力により取っ手が外れたような傷は認められなかったこと、 ○当該製品について、JIS（JIS S 2010アルミニウム板製品器物）を準用し試験したところ異常はなかったこと から ●使用者が取っ手を持った際に偶発的に取っ手の両側にある開閉ボタンに手がふれ両方を押すような形となったため、取っ手が外れ鍋が落下したものと推定。 (F2)	(受付:2009/07/06)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200800657 2008-2991 2008/09/21 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品のグリルを使用後、しばらくするとこんろの隙間から火が見えた。	調査の結果、 ○グリル庫内に多量の煤が付着していたこと ○グリル庫内の水が残っていなかったこと ○パイロットバーナー口付近のコード被覆が焼損していることから、 ●グリル使用後に火を消し忘れたため庫内が過熱され、庫内に付着していた油脂等に引火し、ガスコンロ本体内部に燃え移り火災に至ったものと推定。	(受付:2008/10/02)
A200800829 2008-3571 2008/11/08 (事故発生地) 岩手県	石油給湯機付ふろがま	当該機器を点火し、浴槽にお湯を張っている最中にぬるくなり、当該機器が発火した。	調査の結果、 ○長期間（23年）の使用によってふろがま機能が事故発生日の1ヶ月前から点火していなかったこと、 ○給湯機能も1週間前から点火しにくくなっていったこと等機器の調子が悪いことを知りつつ使用していたことから、 ●長期間使用によって缶体とバーナーの間に生じた隙間から熱気が漏れて、バーナー口パッキンに引火したか、電源コードが発火しパッキンに延焼したものと推定。	(受付:2008/11/19)
A200800950 2008-3956 2008/10/29 (事故発生地) 福島県	石油ストーブ（開放式）	倉庫で火災が発生した。出火元付近に当該製品があった。	調査の結果、 ○当該製品は出火時に使用されていなかったことが確認されたこと、 ○当該製品からの出火が認められないことから、 ●当該製品からの出火ではないと推定。	(受付:2008/12/11)
A200800979 2008-3862 2008/12/08 (事故発生地) 山形県	石油温風暖房機（密閉式）	当該製品を運転していたところ、温風吹き出し口から炎が見えた。	調査の結果、 ○使用者が給排気筒を数年前から雪囲いで囲っており正常な排気が行われにくい状態であったこと ○それに加え当該製品が長期間（約17年）使用されており、熱交換器内部に多量の煤が付着していたことから、 ●不完全燃焼による爆発着火を繰り返していたためパッキンが欠損し、点火時に未燃灯油に爆発着火した際にパッキンの隙間から炎があふれて、火災に至ったものと推定。	(受付:2008/12/18)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200801016 2008-4227 2008/12/16 (事故発生地) 宮崎県	石油給湯機	プレーカーが落ちたため、当該機器のリセットスイッチを押したが、再度プレーカーが落ちたため機器を確認すると出火していた。 (火災)	調査の結果、 ○長期間(27年)使用により、目視で容易に確認できるほどに燃焼室底部が著しく腐食して穴が生じていたことから、 ●その状態で使用を続けたため、腐食穴から高温の燃焼ガスが漏洩して火災に至ったものと推定。 (E1)	(受付:2008/12/26)
A200801017 2008-4228 2008/12/23 (事故発生地) 山口県	密閉式ガスふろがま(都市ガス用)	浴槽との連結ゴム及び浴槽の一部が焼損する火災が発生した。 (火災)	調査結果、 ○熱交換器に大量の酸化銅が付着していたことから何度も空焚きされていたと考えられること、 ○器具内端子台が修理業者等によって誤結線されていたため、空だき防止装置が作動しない状態であったこと、等 から、 ●使用者が誤って空焚きし、誤結線により空だき防止装置が作動しなかったため火災に至ったものと推定。 なお、当該製品の修理業者は不明。 (E2)	(受付:2008/12/26)
A200801047 2008-4290 2008/12/29 (事故発生地) 茨城県	石油給湯機付ふろがま	当該機器の排気口から炎が立ち上ったため、消火した。 (火災)	調査の結果、 ○排気口に煤の付着、排気筒内部に過熱痕跡があったことから、 ●手入れ不足によって何度も着火不良が発生し、サイレンサー及び排気筒内に未燃灯油が溜まり、着火時の炎が溜まった未燃灯油に引火して火災に至ったものと推定。 (E1)	(受付:2009/01/07)
A200801129 2008-4603 2009/01/09 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周囲を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、 ○消火後1時間半してからの火災であること、 ○消火後にカートリッジタンクが抜かれていたこと、 ○燃焼筒には異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかったこと ○本体の底面に多量の煤の付着があったこと、本体の外郭の右側のみ燃焼していること ○ガスライター(3個)、紙の燃えかすが残っているなど置き台で炎が発生した痕跡があること、等から ●何らかの要因で置き台上で炎が発生し、置き台にあった紙等へ引火して火災に至ったものと判断した。なお、置き台上にあったガスライターから出火した可能性はあるが、ライターの焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。 (F2)	(受付:2009/01/22)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200801174 2008-4717 2009/01/24 (事故発生地) 東京都	半密閉式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	厨房で働いていたところ気分が悪くなり、入院した。	調査の結果、 ○小麦粉、埃、近傍にあるフライヤーからの油を多量にを吸い込んで、それらが燃焼用ファン及びバーナーに堆積していたこと、 ○異常燃焼を示すエラー表示が度々示されていたが、その度に電源プラグを外してリセットしていたこと等 から、 ●油等で給気部が閉塞し、不完全燃焼が生じてCO濃度が高くなり、加えて事故当時は換気扇を稼働させていなかったことから事故に至ったものと推定。	(受付:2009/01/29)
A200801211 2008-4829 2009/01/24 (事故発生地) 兵庫県	石油給湯機	当該製品から出火し、周辺に置いていた材木等が焼損した。	調査の結果、 ○当該製品が長期間（20年以上）使用で燃料タンク内部は多量の錆等で汚れがひどく、ノズル内部にも錆が認められる状況であったこと、 ○燃焼室炉材、バーナー口、排気筒接続口パッキンに油が浸込んでいたこと ○相当以前から警報装置をリセットしながら使用していたこと から、 ●着火不良となったままリセットを繰り返して使用を続けたため、燃焼室底部に未燃灯油が溜まり、着火時に未燃灯油に引火してバーナー口パッキンから外部へ延焼し火災に至ったものと推定。	(受付:2009/02/06)
A200801263 2008-5025 2009/01/12 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ（開放式）	給油のため消火ボタンで消火操作後、給油タンクを取り出す際に炎が発生し、床及びカーペットが焼損した。	調査の結果、 ○当該製品の給油タンクの口金は外れた状態であったことから ●給油タンクの口金を十分締めていない状態でタンクを抜いた際に口金が外れて灯油が当該製品にかかり火災に至ったものと推定。	(受付:2009/02/19)
A200801271 2008-5066 2009/01/24 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（密閉式）	火災が発生し、当該製品及びその周辺が焼損した。	調査の結果、 ○当該製品はマンテルピースの中で、かつ、背面の木製壁に近い状態で設置されていたこと ○壁には、異常燃焼を繰り返し生じていたと考えられる炭化部分があったこと、 ○事故の2週間前に使用者が自ら分解して不完全な修理をおこなっていたこと、 から、 ●異常燃焼が常態的に生じ、木製の壁が炭化し、低温着火を生じ火災に至ったものと推定。	(受付:2009/02/23)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200900023 2009-0018 2009/03/21 (事故発生地) 富山県	石油温風暖房機（開放式）	火災が発生し、事故現場に当該製品と破裂したスプレー缶が数本散乱していた。	調査の結果、 ○当該製品に油漏れ、異常燃焼、電気部品からの発火痕跡及び爆発による変形は認められなかったこと、 ○温風吹き出し口の前に4本の破裂したスプレー缶があったこと、 ○室内のあちこちが燃えていたこと、 から、 ●当該製品によりスプレー缶が加熱されスプレー内圧が上昇して爆発し、室内周辺に引火して火災に至ったものと推定。	(受付:2009/04/08)
A200900028 2009-0143 2009/04/01 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用していたところ、炎が上がり、レンジフードのフィルターを焦がした。	調査の結果、 ○当該製品のガス接続部や器具内でのガス漏れはなかったこと、 ○バーナー部の点火及び燃焼状態は正常であったこと、 ○当該製品には焼損が認められなかったこと、 から、 ●当該製品は事故に関与していないものと推定。	(受付:2009/04/09)
A200900038 2009-0228 2009/04/01 (事故発生地) 埼玉県	石油ふろがま（薪兼用）	浴槽に水を貯めながら、当該製品のバーナーの運転を始めた後、しばらくすると、異臭がしたので確認すると、本体と壁の一部が焼損していた。	調査の結果、 ○空の浴槽に水を入れながらバーナーを運転させたこと、 ○バーナーの燃焼状態は正常であったこと、 ○バーナー口蓋と壁との間に落ち葉が多量に堆積していたこと から ●空だき状態となって当該製品のバーナー口蓋付近に堆積した落ち葉が過熱されて引火し、火災に至ったものと推定。 なお、当該製品は、家屋との隙間がほとんど無い状態で設置されており、落ち葉が溜まりやすい状態であった。	(受付:2009/04/13)
A200900153 2009-0636 2009/05/19 (事故発生地) 東京都	半密閉式（CF式）ガスふろがま（都市ガス用）	入浴中に当該製品のシャワーを使用していたところ気分が悪くなり、2名が病院に搬送された。	調査の結果、 ○パイロットノズル（種火・ロ火用のガス噴出口）、メインノズル（バーナーのガス噴出口）はたびたび冠水状態で使用されていたこと、 ○長期間（14年）の使用で埃が堆積しているなどバーナーの燃焼性が悪化していたこと、 ○隣室の台所で換気扇を使用したため、浴室への給気が抑制され、更に製品の排気筒から浴室内に排気が逆流したこと、また事故発生当時は浴室の窓が閉められていたこと から、 ●バーナーの燃焼性が急激に悪化し、不完全燃焼防止装置が作動する前にCO濃度が高まって事故に至ったものと推定。	(受付:2009/05/26)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200900165 2009-0659 2009/05/06 (事故発生地) 三重県	石油ふろがま（薪兼用）	当該製品のバーナーを使用後に、保温のため、紙類を投入して使用した。翌朝火災が発生し、当該製品付近の家屋の一部が焼損した。	調査の結果、 ○当該製品の外観、バーナ部に出火の痕跡はなかったこと、 ○ゴム製配管からの灯油漏れは認められなかったこと、 ○紙類を投入しているが、焚き口が閉まっており、紙類からの延焼も認められなかったこと、 から ●当該製品からの出火ではないものと推定。	(受付:2009/05/29)
A200900167 2009-0688 2009/05/27 (事故発生地) 東京都	屋外式ガス湯沸器（都市ガス用）	ベランダに設置された当該製品の周辺が焼損した。	調査の結果、 ○当該製品の内部に異常燃焼及び異常過熱の痕跡は認められなかったこと ○外郭は、排気口周辺のみ焼損していること ○事故発生当時は、ベッド用マットレスが当該製品の排気口を塞ぐ形で置かれていたこと、 から、 ●シャワー使用時に、当該製品の排気口の前に立てかけられていたマットレスが排気熱により発火に至ったものと推定。	(受付:2009/06/02)
A200900200 2009-0756 2009/06/04 (事故発生地) 東京都	屋外式ガス給湯器付ふろがま（都市ガス用）	一酸化炭素中毒と思われる住民3名が病院に搬送された。現場を確認したところ、当該製品の換気口と吸気口が外装工事のため養生シートで覆われた状態であった。	調査の結果、 ○当該製品は現在も使用されており、製品そのものには異常がないこと、 ○塗装事業者が作業のため当該製品と居室換気口をまとめて養生シートで覆っており、その状態で使用したこと から、 ●給気不足の燃焼不良となり一酸化炭素が発生し、居室換気口から室内に一酸化炭素が流入し事故に至ったものと推定。	(受付:2009/06/12)
A200900205 2009-0818 2009/06/05 (事故発生地) 三重県	屋外式ガス湯沸器（LPガス用）	当該製品を使用中に当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	調査の結果、 ○当該製品の内部に発火の痕跡は認められなかったこと、 ○玄関横の外壁に設置されていた当該製品の排気口を塞ぐ状態でマットレスを立てかけていたこと から、 ●排気熱によりマットに着火し発火に至ったものと推定。	(受付:2009/06/15)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200900223 2009-0872 2009/06/16 (事故発生地) 山梨県	半密閉式（CF式）ガスふろがま（LPガス用）	当該製品で風呂を沸かし、入浴しようとしたところ、浴室で爆発が起こった。	調査の結果、 ○当該製品にガス漏れは認められなかったこと、 ○外観にも変形や破損は認められなかったこと、 ○点火・燃焼は正常に行える状態であったこと、 から、 ●当該製品からの出火ではないと推定。	(受付:2009/06/23)
A200900249 2009-0947 2009/06/24 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ	当該製品にガスポンペを装着する際、装着方法を誤り、ポンペ接合部からガスが漏れ引火し、消火の際、1名具合が悪くなった。	調査の結果、 ○こんろのポンペ装着部付近は内側から外側へ変形し、装着部の中心が3mmずれていたこと、 ○ポンペの装着ガイドに湾曲がみられたこと、 ○ポンペ自体には傷や変形が認められなかったこと から、 ●使用者が事故発生以前に当該製品のポンペ装着部にある切欠きにポンペを正しく装着しなかったため、ポンペ装着部が変形し、その状態でポンペを装着したために、こんろとポンペの位置がずれてすき間が生じ、漏れたガスにこんろの火が引火して火災に至ったものと推定。	(受付:2009/06/30)
A200900257 2009-0978 2009/06/26 (事故発生地) 北海道	ガス栓（都市ガス用）	教育施設で当該製品に繋がれたガスこんろを使用中に、当該製品と接続具の接続部から出火した。	調査の結果、 ○当該製品と迅速継ぎ手との接続が不完全であったこと（不完全であったもののゴム管の復元力により継ぎ手が外れることはなかった）、 ○接続部のゴムが溶融していたこと、 ○ガスコンロにはガス漏れはなかったこと、 から、 ●接続部分から漏れたガスに、こんろの火が引火したものと推定。	(受付:2009/07/02)
A200900274 2009-1012 2009/06/26 (事故発生地) 北海道	迅速継ぎ手（都市ガス用）	教育施設で当該製品に繋がれたガスこんろを使用中に、ガス栓と当該製品の接続部から出火した。	調査の結果、 ○当該製品と迅速継ぎ手との接続が不完全であったこと（不完全であったもののゴム管の復元力により継ぎ手が外れることはなかった）、 ○接続部のゴムが溶融していたこと、 ○ガスコンロにはガス漏れはなかったこと、 から、 ●接続部分から漏れたガスに、こんろの火が引火したものと推定。	(受付:2009/07/08)

製品区分： 03.燃焼器具

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200900421 2009-1451 2009/08/19 (事故発生地) 愛知県	半密閉式ガス給湯器（ 都市ガス用）	料理店で使用されていた当該製品上部の 排気フード内から出火する火災が発生し 、当該製品周辺が焼損した。	調査の結果、 ○エラー履歴から何度も燃焼停止していること、 ○熱交換器に不完全燃焼による煤詰まりが認められたこと、 ○HPフード及び機器内部に多量の油が付着していたこと から、 ●当該製品の内部に多量の油が侵入したため安全装置により燃焼が自動停止する状態にあっ たが、リセットを繰り返しながら使用を続けたため、不完全燃焼で延びた炎が排気フード内に溜 まっていた油に引火したものと推定。	(受付:2009/08/26)
A200900458 2009-1561 2009/08/29 (事故発生地) 神奈川県	ガスオープン（都市ガ ス用）	当該製品付近から出火したと思われる火 災が発生し、当該製品及び周辺を焼損し た。	調査の結果、 ●使用者が、2口あるヒューズの無い予備ガス栓の内、ガス器具が接続されていないガス栓（ 保護キャップなし）を誤って開けたため、ガスが漏れだし、別のガス栓に接続されて使用中だ ったこんろの火が引火して、火災に至ったものと推定。	(受付:2009/09/04)
A200900611 2009-2211 2009/09/22 (事故発生地) 宮城県	屋外式ガス湯沸器（L Pガス用）	当該製品を使用中、1名が浴室で倒れ、 病院へ搬送され、熱中症の診断に加え一 酸化炭素中毒の疑いがあるとされた。	調査の結果、 ○当該製品の燃焼状態及び一酸化炭素濃度は正常であったこと、 ○事故発生当時は当該製品が使用されていなかったこと、 から、 ●当該製品は事故に関与していないものと推定。	(受付:2009/11/02)
A200900622 2009-2242 2009/09/10 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス 用）	当該製品を使用中に台所を離れ、戻った ところ、鍋から炎が上がっていた。	調査の結果、 ●使用者が、当該製品で油調理をするため鍋をかけていたが、その場を離れて放置していたた め油が過熱され、火災に至ったものと推定。	(受付:2009/11/06)

製品区分： 04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200800074 2008-0421 2008/04/11 (事故発生地) 兵庫県	介護ベッド用手すり	ベッドの頭側ボードと当該製品の間首部が入った状態で被害者が発見された。	調査の結果、 ○当該製品にぐらつき、変形等構造上の問題は認められなかったこと、 ○当該製品とベッドの頭側ボードのすき間は約52mmで、当時のJIST9254（在宅用電動介護用ベッド）のサイドレールの基準値を満たしていたこと、 から、 ●身体能力が低下していた使用者（要介護者）がボードに寄りかかっていたところ体勢を崩し、ボードと当該製品の間首部が入ってしまったものと推定。	(受付:2008/04/18)
A200800314 2008-1281 2008/06/07 (事故発生地) 群馬県	脚立（三脚）	当該製品から転落し骨折した。	調査の結果、 ○当該製品の同等品に踏みざんに繰り返し加重100kgを加えたが破損せず、材質、強度に問題は認められなかったこと、 ○当該製品の堅さは同等品と同じであったこと、 ○当該製品の破断面には、錆、こすれ跡がなく、事故前に亀裂は存在していないこと、 ○当該製品のフックが下向きに変形していたこと、折れた箇所はフックの真上であったこと から、 ●当該製品のチェーンに通常使用では生じない過大な荷重が加わり、後ろ支柱が破損したものと推定。	(受付:2008/06/24)
A200800612 2008-2498 2008/08/25 (事故発生地) 大阪府	介護ベッド用手すり	ベッドの外側に体がある状態で、当該製品のベッド内側とマットレスの端の隙間に右腕が入り込み重傷を負った。	調査の結果、 ○当該製品にぐらつき、変形等構造上の問題は認められなかったこと、 から ●使用者（要介護者）がポータブルトイレから戻った際に、マットレスとサイドレールとの間に右腕が挟まり、自力で動くことができず腕が麻痺したものと推定。なお、当該製品とマットレスのすき間は約35mmで、JIST9254（在宅用電動介護用ベッド）のサイドレールの基準値を満たしていた。また、当該製品に使用されていたサイドレールは手すり（介助バー）との併用を意図したタイプのものであったが、使用者の意図によりサイドレールが2本並べて設置されており、両方のすき間（約530mm）が広く、補助具を取り付けることは出来ない状態にあった。	(受付:2008/09/12)
A200801093 2008-4484 2008/12/29 (事故発生地) 鹿児島県	窓	上げ下げ窓の障子が落下して指にあたり骨折した。	調査の結果、 ○使用者は、長期使用していた当該製品の摺動部が摩耗し障子が落下する不具合を認識していたこと、 ○修理をせずに竹の棒等をあてがって使用を続けていたこと から ●当該製品を下げる際にあてがいの棒を取り外し、支えきれなかったものと推定。	(受付:2009/01/16)

製品区分： 04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200900061 2009-0273 2009/04/08 (事故発生地) 新潟県	脚立	当該製品を使用して作業中に転落し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品についてSG基準（製品安全協会）で試験したところ強度等に問題がなかったことから ●使用者がバランスを崩して転落した際の荷重で変形及びき裂が生じたものと推定。 (E2)	(受付:2009/04/17)
A200900111 2009-0496 2009/04/30 (事故発生地) 兵庫県	家具用オイル	火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	調査の結果、 ●使用者がオイルが付着した布を水につけずにゴミ箱に捨てたことによって自然発火したものと推定。 *なお、缶と小冊子に「自然発火を防ぐために使用した布は水につけてください」と表示されている。 (E1)	(受付:2009/05/11)
A200900224 2009-0880 2009/06/13 (事故発生地) 静岡県	踏み台	当該製品を使用していたところ、脚部が折損したため転倒し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品についてSG基準（製品安全協会）で試験したところ強度等に問題がなかったこと、 ○当該製品の同等品について、斜めに傾け天板付近に60kgのおもりを落下させたところ、事故品と同様の破損状態となったことから ●使用者がバランスを崩して転落した際の衝撃で破断したものと推定。 (E2)	(受付:2009/06/23)
A200900232 2009-0903 2009/06/13 (事故発生地) 福井県	折りたたみ椅子	当該製品に座ったところ、一部が破損して転倒し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品についてJIS（JIS S 1203ツール）に基づいて試験を行ったところ問題はなかったこと、 ○脚パイプと座面フレームを接続している左右のリベットとも破断していたが、左側のリベット周辺のパイプとフレームには摺擦痕跡があり、事故発生以前にリベットが破損しその状態で一定期間使用されたこと、 から、 ●左側リベットが破断しがたつきが容易にわかる状態で使用を続けたため、右側のリベットに応力が集中し、右側リベットも破断して座面が外れ、事故に至ったものと推定。 (E1)	(受付:2009/06/25)

製品区分： 04.家具・住宅用品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200900267 2009-0987 2009/06/24 (事故発生地) 愛知県	折りたたみ扉	クローゼットの吊り下げ式扉である当該製品が突然倒れてきて、足にあたり、足の指を骨折した。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の施工の際に右扉の吊り下げ棒が適切に固定されていなかったこと ○正常に固定されている左扉は問題がなかったことから ●施工不良によって扉の開閉を繰り返すうちに扉が受け具から外れて落ちたものと推定。 (D1)	(受付:2009/07/03)
A200900343 2009-1210 2009/07/10 (事故発生地) 千葉県	ドア	当該製品を開閉したところ、当該製品が丁番の部分から外れて倒れかかってきたため、重傷を負った。当該製品の建付け時に丁番の固定ネジが電動工具等によりねじ切られていた可能性もある。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の上部枠側丁番の固定ネジの雌ネジが過度な力でねじ切られていたため、固定ネジが空回りして締まらなくなっていたこと、 ○固定ネジ付近にある移動カムのネジ穴がつぶれており、過度の力でネジを回したこん跡があること、 ○下部枠丁番はねじきられておらず異常はなかったことから ●施工業者が事故品の施工時または修理時の際にねじ切りが生じたものと考えられ、当該製品の開閉の繰り返しによって丁番が外れ、事故に至ったものと推定。 (D1)	(受付:2009/07/24)
A200900397 2009-1395 2009/08/06 (事故発生地) 山口県	介護ベッド用手すり	当該製品のベットと手すりのすき間に左足が入った状態で発見され、脊椎が圧迫骨折していた。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品にぐらつき、変形等は認められなかったこと、 ○当該製品の設計図から、JIS (JIS T 9205 病院用ベッド、JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド) の基準値を満足していたことから ●当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/08/17)
A200900609 2009-2192 2009/10/10 (事故発生地) 東京都	布団干し台	当該製品で布団を干す際に転倒し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品には傷や変形等の異常は認められなかったことから ●使用者が、家の中から外にある当該製品に布団を投げ掛けようとしてバランスを崩し、転倒して事故に至ったものと推定。 (E2)	(受付:2009/10/30)

製品区分： 04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200900755 2009-2716 2009/10/27 (事故発生地) 東京都	介護用ベッド手すり	当該製品のベットと手すりのすき間に、右腕の肘が深く入り込んだ状態で発見された。なお、事故品の手すりは中央側と端側が逆に設置されていた。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品にぐらつき、変形等は認められなかったこと、 ○当該製品の設計図から、JIS(JIS T 9 2 5 4 在宅用電動介護用ベッド)の基準値を満足していたことから ●使用者がベッドから降りようとして滑り落ち、偶発的に当該製品の外枠と縦残の間に肘が入り込み事故に至ったものと推定され、当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/12/14)
A200901049 2009-4035 2010/02/13 (事故発生地) 秋田県	除雪機(歩行型)	除雪作業中、側にいた家人が当該製品の回転部(オーガ部)に巻き込まれ、死亡した。 (死亡)	●当該製品には異常は認められず、事故原因は、除雪作業中の当該製品の側にいた家人が、当該製品前部で回転中のオーガ部に巻き込まれたものと判断した。 なお、当該製品には、運転中に集積口に手・足などを絶対に近づけない、運転中は周囲に人を近づけない等の禁止事項が取扱説明書及び本体表示に記載されている。 (E2)	(受付:2010/02/22)

製品区分： 06.身のまわり品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁日付年月日
A200800165 2008-0799 2008/05/12 (事故発生地) 大阪府	ナップサック	ドアノブに掛かっていた当該製品の紐に首を引っ掛けた状態で発見され、病院に搬送されたが死亡した。 (死亡)	調査の結果、 ○事故に至った経緯は特定できていないが、当該製品の形状は特異的なものでなく、また、他社同類の製品と同様の形状をしていること等から ●製品に問題があるものではないと推定。 (F2)	(受付:2008/05/19)
A200800632 2008-2820 2008/07/00 (事故発生地) 兵庫県	下着	当該製品を着用したところ、皮膚炎を発生した。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品におけるヒト皮膚一次刺激性試験20検体では一次刺激性は認められていないこと、 ○同等品の遊離ホルムアルデヒドは20ppm以下(法律上は75ppm以下)であったこと、から、 ●当該製品は事故に関与していないものと推定。 *なお、同等品からは、感作性が報告されているBHT(酸化防止剤)及びMDI(ポリウレタン硬化剤)が検出され、使用者の感受性が高かったためにアレルギー性接触皮膚炎を発生した可能性はあるものの、使用者本人によるパッチテストは実施できなかった。 (F2)	(受付:2008/09/26)
A200801382 2008-5283 2009/03/11 (事故発生地) 神奈川県	クロスレンチ	当該製品でタイヤのローテーションをするため作業中に転倒して足首を骨折した。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品について、JIS(JISD8105自転車用ホイールナットレンチ)で試験したところ問題はなかったこと、 ○当該製品には内部から亀裂が発生した痕跡は認められなかったこと、 ○同等品による再現実験によるとソケットがナットに正しく差し込まれていない場合には同等品が破損したこと、から ●当該製品を使用する際に、レンチ端部に過大な荷重が加わり、ナットにはめ込まれていたソケットが破損したものと推定。 (F2)	(受付:2009/03/23)
A200900248 2009-0956 2009/06/20 (事故発生地) 三重県	キャリーカート	幼児が当該製品を屋外で押して遊んでいたところ、転倒し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品に組付け不良や変形はなかったこと、 ○容易に折り畳まれるような形式ではなかったことから ●使用者(2歳の子供)が持ち手に倒れかけたため、体重が掛かって折り畳まれ、指が持ち手と荷台との間に挟まれたものと推定。 *メーカーでは事故後、取扱説明書に使用目的を明確にし子供に遊ばせない等の使用上の注意を追加した。 (E2)	(受付:2009/06/30)

製品区分： 06.身のまわり品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200900368 2009-0358 2009/02/28 (事故発生地) 兵庫県	ライター（使い切り型）	1名が軽い火傷を負った火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品（3個）の外観には溶融や焦げなどはなかったこと、 ○当該製品について、ISO9994に沿って試験したところ、炎の消火、炎の高さには問題はなかったこと、 ○X線で確認したところ、内部構造にも問題はなかったことから ●当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/08/04)
A200900390 2009-1354 2009/05/13 (事故発生地) 北海道	靴	当該製品を履いて、階段を上っている途中に階段のステップでバランスを崩して転倒し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品には、使用時の汚損以外に傷や破損等の問題は認められなかったことから ●使用者が階段を上る際に、土踏まずのアーチ部分が偶発的に階段の角へ乗ってしまい、バランスを崩して転倒したものと推定。 (F2)	(受付:2009/08/12)
A200900449 2009-1541 2009/08/21 (事故発生地) 新潟県	充電電池（電動工具用）	当該製品周辺が焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品に溶融痕等の発火の痕跡が認められないことから、 ●当該製品からの発火ではないものと推定。 (F2)	(受付:2009/09/02)
A200900450 2009-1542 2009/08/21 (事故発生地) 新潟県	充電電池（電動工具用）	当該製品周辺が焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、 ○当該製品に溶融痕等の発火の痕跡が認められないことから、 ●当該製品からの発火ではないものと推定。 (F2)	(受付:2009/09/02)

製品区分： 08.レジヤ用品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A200801227 2008-4338 2008/06/07 (事故発生地) 神奈川県	トレーニング機器	当該製品でトレーニングを行った後しばらくすると、胸に痛みを覚えた。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の外観には傷等は認められなかったこと、 ○当該製品は欧州の規制はクリアしていること (CEマークあり)、 ○当該製品の吸引にかかる数値は仕様どおりであったことから、 ●当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/02/09)
A200900214 2009-0846 2009/04/19 (事故発生地) 東京都	折りたたみ椅子 (レジヤ用)	当該製品に座ったところ、肘掛け部のパイプが折れて転倒し、重傷を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品について、65kgの荷重を加えたところ問題はなかったこと、 ○当該製品の破損断面には繰り返し荷重による破損状態がみられたこと ○1800N (約180kg) の荷重を加えたところリベット部が破損したことから ●過大な荷重が加わって亀裂が入り、繰り返し使用する内に亀裂が広がっていたところへ、使用者 (レンタル業者) が肘掛けに力を加えて設置しようとしたため、パイプが破断したものと推定。 (D2)	(受付:2009/06/19)
A200900537 2009-1980 2009/08/30 (事故発生地) 佐賀県	花火 (噴出花火)	当該製品に点火後、異音とともに火花が横向きに噴出し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の外筒や薬筒には破裂などの異常燃焼の痕跡が認められなかったこと、 ○火花が横向きに噴出した痕跡も認められなかったこと、 ○点火後に同等品を倒し噴き出し口を横向きにするテストを行ったが、火花は1.2mしか飛び散らなかったこと (事故では2~3m離れた使用者に当たったとのこと) から ●当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/10/08)

製品区分： 10.繊維製品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A200800741 2008-2923 2008/09/21 (事故発生地) 大阪府	枕	ヒバ加工された当該製品を購入した日から 湿疹や呼吸困難などの症状を発症した。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の同等品の詰め物は「ヒバ油をポリエチレンに練り込んだパイプ」及び「ヒバ油を 配合した溶液を吹き付けたポリエステル綿」 ○これらの詰め物のテスト結果はすべて陰性であったこと、 ○ヒバ油によるアレルギー症の実例はないこと から ●当該製品は事故に関与していないものと推定。 *なお、使用者は、ダニ、ハウスダスト等多くの物質に対してもアレルギーを持っていたが、 使用者が当該製品を既に廃棄していることから、使用者本人によるパッチテストは実施できな かった。 (F2)	(受付:2008/10/24)
A200900408 2009-1421 2008/11/26 (事故発生地) 神奈川県	衣類(靴下)	当該製品を履いて外出したところ、足の 指に重傷(両第1趾爪甲鉤彎症:爪の甘 皮がめくれた状態)を負った。 (重傷)	調査の結果、 ○当該製品の素材は綿及びポリエステルであり異物の混入は認められなかったこと、 ○縫製及び形状にも突起等の異常は認められなかったこと から ●当該製品は事故に関係していないものと推定。 (F2)	(受付:2009/08/21)